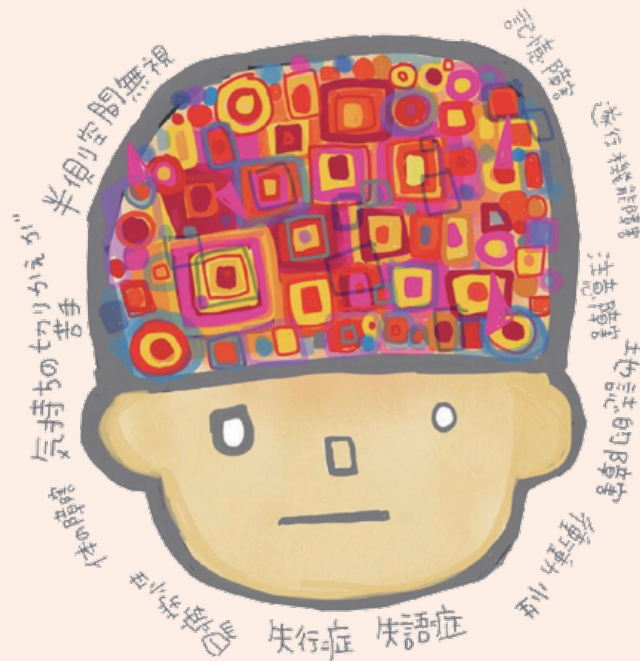


こう じ のう き のうしょうがい
高次脳機能障害ブック
ステップ バイ ステップ
STEP BY STEP



| | | |
|---|--------------------|---------|
| 1 | 高次脳機能障害とは | ・・・ P2 |
| 2 | 症状と対応について | ・・・ P3 |
| 3 | 経過とさまざまな支援制度 | ・・・ P4 |
| 4 | 医療機関の役割 | ・・・ P5 |
| 5 | 本人や家族を支える福祉・介護サービス | ・・・ P6 |
| 6 | 障害福祉のサービス | ・・・ P8 |
| 7 | 介護のサービス | ・・・ P9 |
| 8 | 申請からサービス利用までの流れ | ・・・ P10 |
| 9 | さまざまなサポーター・機関 | ・・・ P13 |
| ◎ | さいたま市の専門相談先 | ・・・ P16 |

1 高次脳機能障害とは

高次脳機能障害とは脳の病気や、交通事故等のけがにより、脳がダメージを受けた後に起こる障害です。脳のダメージの場所によって様々な症状が現れます。

日常生活や社会生活を送る上で困難を生じやすい一方で、外見からは障害が分かりにくく、当事者に自覚がないことも多いため、「見えない障害」とも言われています。入院中には目立たず、診断などを受けずに退院し、家庭生活や職場等で困りごとに気づく場合もあります。

そのため、障害があると認識されないままご家族が抱え込んでしまうことが多く、適切な理解と支援が必要となります。

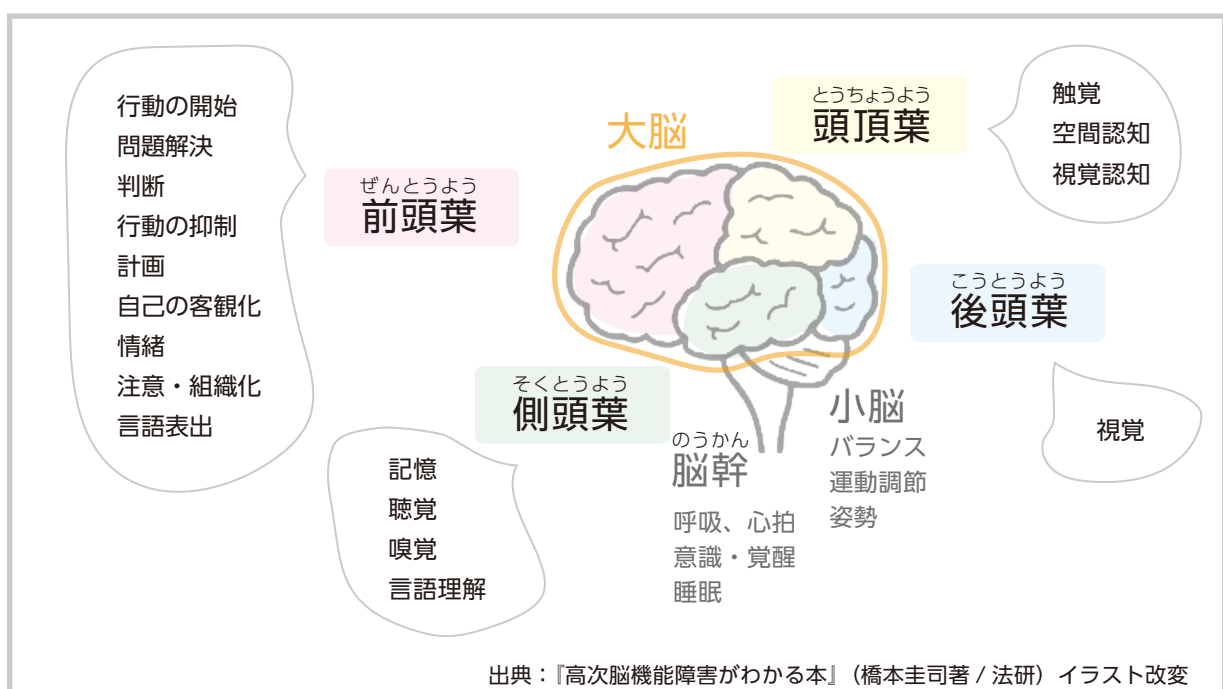
子どもから大人まで
だれもがなりうる病気です



高次脳機能障害の主な原因

- のうけっかんしゅっかん のうこうそく のうしゅっけつ まくかしゅっけつ
脳血管疾患（脳梗塞、脳出血、くも膜下出血）
- がいのしやう のうそんしやう
交通事故や転倒などの外傷による脳損傷
- しんきんこうそく ぜんそく ていざん そのうしやう のうえん のうしゅよう
心筋梗塞、喘息などによる低酸素脳症 脳炎、脳腫瘍など

脳の部位ごとの役割



2 症状と対応について

ダメージを受けた頭の場所や程度により症状は異なります。
また、多くの方に複数の症状が重なり合ってみられます。

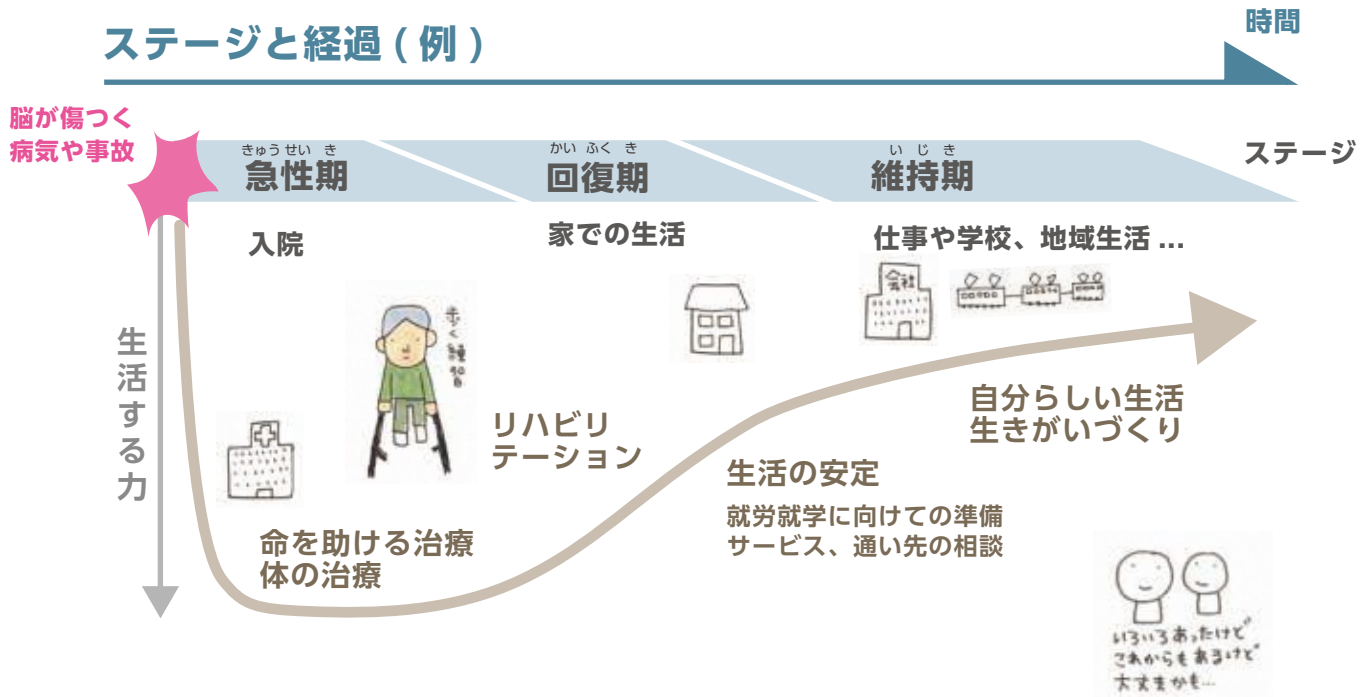


| 主な症状 | | 対応案 |
|---|---|---|
| きおく 記憶障害  | <input type="checkbox"/> 新しいことが覚えられない <input type="checkbox"/> 自分のしたことを忘れてしまう | <input type="checkbox"/> メモ帳やカレンダーを活用する <input type="checkbox"/> その日の出来事を日記に書く |
| ちゅうい 注意障害  | <input type="checkbox"/> 2つのことが同時にできない <input type="checkbox"/> 集中が続かない <input type="checkbox"/> 何かをする時にミスが多い | <input type="checkbox"/> ひとつずつ取り組む <input type="checkbox"/> 注意事項は目の付く所に書いておく |
| すいこうき 遂行機能障害  | <input type="checkbox"/> 自分で計画をたてられない <input type="checkbox"/> 物事の優先順位がつけられない | <input type="checkbox"/> 時間に余裕をもって計画を立てる <input type="checkbox"/> 作業手順表などを活用する |
| しゃかいてき 社会的行動障害 <small>(行動と感情の障害)</small>  | <input type="checkbox"/> ちょっとしたことで腹を立てる <input type="checkbox"/> その場に適した行動ができない | <input type="checkbox"/> イライラしたら深呼吸をする <input type="checkbox"/> 行動する前に誰かに相談する |
| そのほかの症状 | | 対応案 |
| はんそくくわん 半側空間無視  | <input type="checkbox"/> 片側の空間にある人や物、文章を見落としてしまう <input type="checkbox"/> 片側にあるものにぶつかりやすい | <input type="checkbox"/> 片側（無視側）を意識して、見渡す習慣をつける |
| じつごしやう 失語症  | <input type="checkbox"/> 思った言葉が出てこない <input type="checkbox"/> きいた言葉が理解しづらい | <input type="checkbox"/> 物や絵、身振り、手振りを利用する |
| ちしてき 地誌的障害  | <input type="checkbox"/> よく知っている場所で道に迷う | <input type="checkbox"/> 迷った時の対処法を確認しておく |
| しっこうしやう 失行症  | <input type="checkbox"/> 道具がうまく使えない <input type="checkbox"/> 普段している動作でも、指示されると出来ない | <input type="checkbox"/> 使う道具の数を減らす <input type="checkbox"/> 順番、動作を図で示したり、矢印、色など用いて関係づける |

3 経過とさまざまな支援制度

病気や事故の後、急激に能力は下がりますが、その後は徐々に回復していきます。数ヶ月たつと、病院での医学的治療やリハビリテーション中心の時期から、社会復帰に向けて、福祉サービスや介護サービスの検討をしていく時期にうつっていきます。

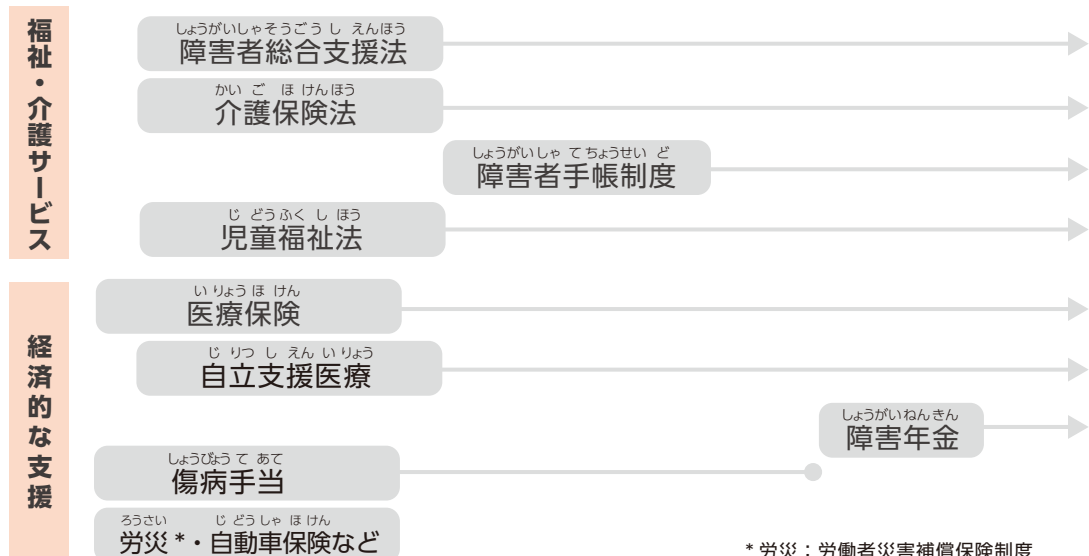
その時期（ステージ）にあった、いろいろなサポーターが支援します。



ステージにそった... いろいろな支援制度

おおむね
6ヶ月

おおむね
1年6ヶ月



4 医療機関の役割

医療機関は、原因となった病気の診断、治療やリハビリテーションおよび経過観察けい か かんさつなどを行います。

診断、治療

原因となった病気の診断、治療を行います。

また、福祉制度の利用のための、診断書作成も行っていきます。



ステージごとの医療機関での対応

- ①急性期：命を助ける治療を行います。
- ②回復期：自宅復帰後の社会参加をめざして、身体機能しんたいきのうや認知機能にんちきのうの回復を目的に診療やリハビリを行います。
- ③維持期：医療機関での積極的な治療は終了し、自宅や施設での生活の継続を目的に診療や経過観察を行います。

高次脳機能障害・医療についての Q&A

Q 高次脳機能障害は治りますか？

A 「治る」という言い方はできませんが、軽いものであれば、病気をする前と同じ状態にまで近づけることもできます。状態が変わらなくても、環境を整え、社会生活を積み重ねていくことで、過ごしやすくなります。

Q 高次脳機能障害にんちしやうと認知症はつたつしやうがい、発達障害の違いは？

A どちらも、高次脳機能障害と同じように脳機能が関連することから症状が似ています。認知症の多くは、「覚えられない」「忘れやすい」などの症状が進んでいきますが、高次脳機能障害はよくなることはあっても悪くなることはないと言われています。発達障害の多くが、生まれつきの脳機能の障害であるのに対して、高次脳機能障害は、今までできていたことが、受傷を境に、急にできなくなる「中途障害ちゆうとしやうがい」である点が異なります。

Q 訓練すればするほど症状は良くなりますか？

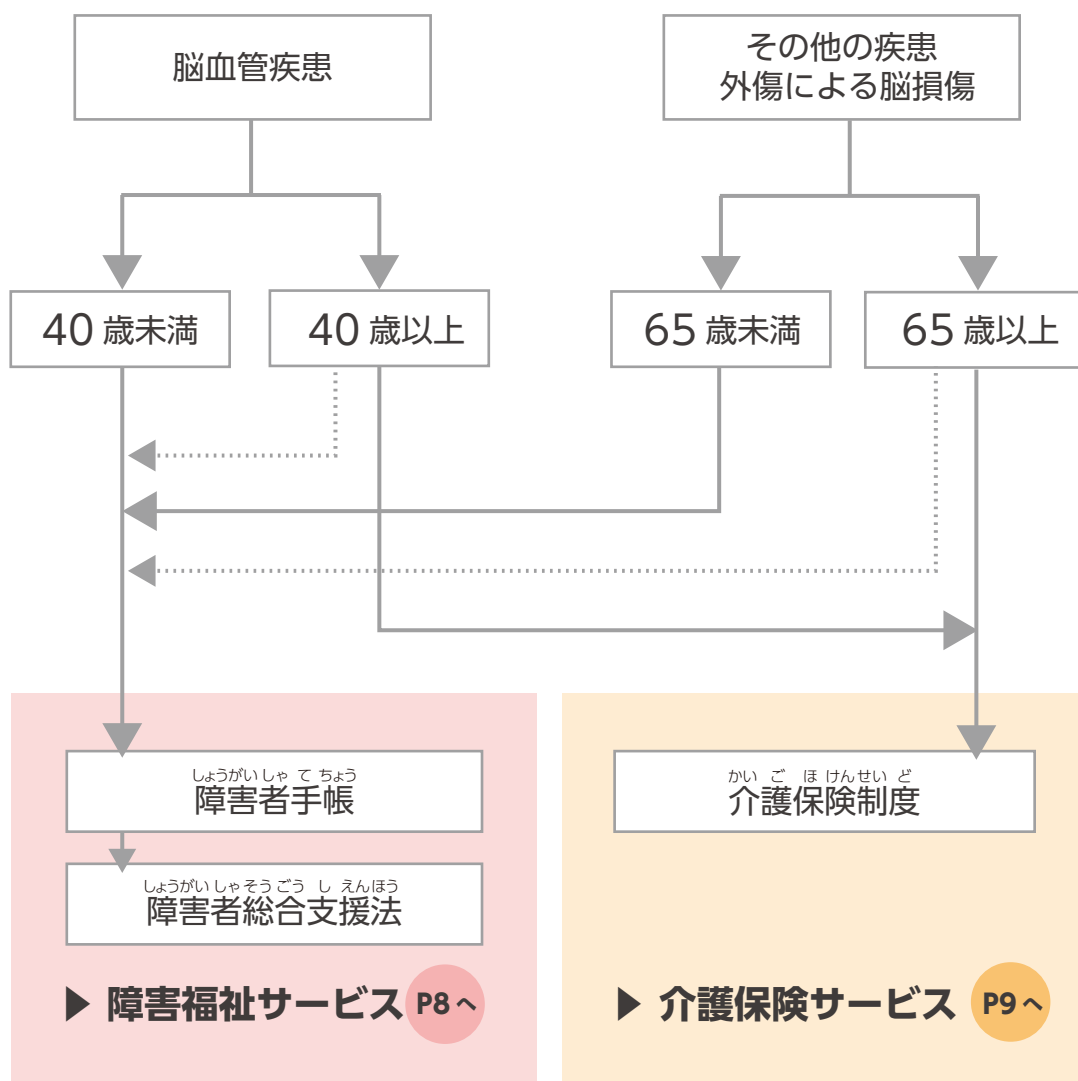
A 認知機能にんちきのうの回復は年単位と言われていています。筋力トレーニングのように、やればやるほど筋力がアップするというようにはいきません。脳がダメージを受けることで、脳は疲れやすくなっています。それに気づかず訓練ばかりすると、かえって逆効果になることも考えられます。自分に合った訓練と休息が必要です。

5 本人や家族を支える福祉・介護サービス

ご本人の原因疾患や年齢、障害状態などによって利用できる制度やサービスがちがいます。病院のソーシャルワーカーや区役所などに相談しながら、制度をうまく活用していくことが大切になります。

原因や年齢に応じた ...

福祉・介護サービス



※介護保険の対象となる場合、介護保険が優先されます。介護保険にないサービスは、障害者総合支援法のサービスを利用することができます。

※高次脳機能障害の場合は、医師の診断書があれば、手帳がなくても受けられる障害福祉サービスがあります。

※18歳未満の児童については、児童福祉法のサービスを利用することもできます。

障害者手帳について

せいしんしょうがいしゃ ほけんふくし てちょう 精神障害者保健福祉手帳

精神障害のために、長期にわたって、日常生活または社会生活への制約があると認められる場合に交付されます。

高次脳機能障害は、精神障害者保健福祉手帳の対象疾患です。

しんたいしょうがいしゃ てちょう 身体障害者手帳

身体に障害があり、その状態が身体障害者福祉法に定められている障害に該当すると認められる場合に交付されます。

高次脳機能障害の原因となった疾患（脳血管疾患や脳外傷など）により、視覚、肢体、音声・言語機能などに障害がある場合などは、身体障害者手帳の申請が可能です。

りょういく てちょう 療育手帳

知的障害があり、その状態が一定の基準に該当すると認められる場合に交付されます。

18歳未満のときに高次脳機能障害となった方で、知的障害と判定された場合、療育手帳を取得することが可能です。

障害者手帳で受けられるサービスや制度

- ・ 障害福祉サービスの利用
- ・ 就職の際、障害者雇用枠での応募
- ・ バス料金や公共施設使用料の割引
- ・ 各種税金控除、減免 などがあります

手帳の種類や等級にもよります
くわしくは各区支援課へお問い合わせください



障害者手帳についてのQ & A

- Q 高次脳機能障害で、精神障害者保健福祉手帳の申請をする際の診断書は精神科医しか書けないのですか？
- A 申請時に必要な診断書を記載するのは、精神科医である必要はなく、高次脳機能障害を診察している医師であれば、リハビリテーション科医や神経内科医、脳神経外科医なども可能です。なお、身体障害者手帳を申請する際の診断書の記載は、身体障害者福祉法第15条指定医師に限られます。

6 障害福祉のサービス

障害のある方の生活を支える様々なサービスや支援機関があります。

障害者総合支援法

※障害のある方の日常生活又は社会生活を支援するための制度です。

相談先

各区支援課 各区障害者生活支援センター 相談支援事業所

対象者

障害者手帳を持っている方
自立支援医療（精神通院医療）を受けている方
診断書などにより精神障害（高次脳機能障害等）の診断を受けている方

費用

費用の1割負担 わりふたん
世帯の所得に応じて月額の上限額の設定あり

サービスや支援機関（例）

※障害者総合支援法の他にも、児童福祉法（18歳未満）や障害者手帳をもつことで受けられるサービスがあります

家での生活を支える

- ・ 居宅介護（ホームヘルプ）
- ・ ショートステイ
- ・ 住宅改修

新しい生活の場を考える

- ・ 施設入所支援
- ・ グループホーム

生活リズムを整える

- ・ 就労継続支援 B 型
- ・ 生活介護
- ・ 自立訓練（機能訓練・生活訓練）
- ・ 放課後等デイサービス

就労に向けた支援を受ける

- ・ 就労移行支援
- ・ 就労定着支援
- ・ 就労継続支援 A 型
- ・ 障害者職業センター
- ・ ハローワーク
- ・ 障害者総合支援センター

サービスを
組み立てます



相談員

余暇を楽しむ

- ・ 地域活動支援センター
- ・ 移動支援

就学・復学に関する相談をする

- ・ 学校（特別支援教育コーディネーター等）
- ・ 特別支援教育相談センター

7 介護のサービス

介護が必要な方の生活を支える制度があります。

介護保険法

※介護や支援等が必要と認定された方が使える制度です。

相談先

各区高齢介護課 シニアサポートセンター（地域包括支援センター）

対象者

65 歳以上の方
40～64 歳で特定疾病（脳血管疾患など）が原因で要介護（要支援）認定を受けた方

費用

費用の 1 割負担（一定以上の所得者の場合は 2 割又は 3 割負担）
所得や 1 か月の利用料に応じた軽減措置あり 介護度に応じた限度額あり

サービスや支援機関（例）

家での生活を支える

- ・訪問介護
- ・訪問看護
- ・訪問リハビリ
- ・ショートステイ
- ・車いす、ベッドのレンタル *1
- ・住宅改修
- ・福祉用具の購入

新しい生活の場を考える

- ・グループホーム *2
- ・特別養護老人ホーム *3
- ・老人保健施設
- ・有料老人ホーム
- ・サービス付き高齢者住宅

生活リズムを整える

- ・デイサービス
- ・デイケア

*1 原則として要介護 2 以上の方

*2 要支援 1 の方は利用できません

*3 原則として要介護 3 以上の方

シニアサポートセンター (地域包括支援センター)



介護が必要な方などのサービスや医療等に関する
さまざまな相談を受け付けています

各センターでは、専門知識を持ったスタッフが連携して
問題解決のお手伝いをしています

ケアマネジャー



適切な介護サービスを受けられる
ようにコーディネートをします

8 申請からサービス利用までの流れ



申請はご自身 /
ご家族が行います

区分認定の流れ

障害福祉・介護保険サービスを受けるには、申請をして区分認定を受けます。

障害福祉サービス 障害支援区分認定

介護保険サービス 要介護（要支援）区分認定

申請先 各区支援課

申請

申請先 各区高齢介護課

※シニアサポートセンター（地域包括支援センター）、指定居宅介護支援事業者、介護保険施設、成年後見人などで、申請手続きの代行ができます

面談

生活状況の聞き取りがあります（自宅や区役所など）

認定調査

面談

生活状況の聞き取りがあります（自宅や入院先など）

介護保険負担割合証（1割～3割）が届く

障害支援区分の認定が不要の場合 *
11 ページの利用の流れにすすみます

市から直接主治医に依頼するので手続きは不要です

主治医の意見書

市から直接主治医に依頼するので手続きは不要です

- * 障害支援区分の認定が不要の場合
- ① 訓練等給付のみ希望
(機能訓練、生活訓練、就労移行支援、就労継続支援 A 型 / B 型、就労定着支援、グループホームの一部、自立生活援助)
 - ② 地域相談支援給付のみ希望
 - ③ 18 歳未満の方

一次判定

コンピューター判定

二次判定

障害支援区分
認定審査会

介護認定審査会

障害支援区分

区分 1～6
非該当

※申請から認定までは
2～3 ヶ月くらいが目安です

認定

※認定後の流れは 11 ページへ

要介護（要支援）区分

要支援 1・2
要介護 1～5
非該当

※申請から 30 日以内に結果がでます
(延長する場合は通知が届きます)

更新

サービス利用の流れ

区分認定を受けたら、サービスの利用計画を作成し、契約後、サービス利用開始となります。

障害福祉サービス

介護保険サービス

「サービス等利用計画案」

計画の作成

「ケアプラン」
(介護サービス計画 /
介護予防サービス計画)

作成者 相談支援事業所の相談員
本人や家族 (セルフプラン*)

作成者 シニアサポートセンター
(要支援 1・2)

提出先 各区支援課

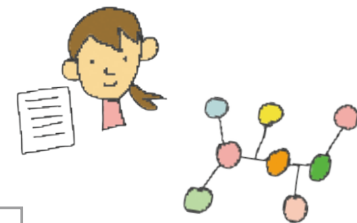
作成者 きよたくかいごしえんじぎょうしゃ
居宅介護支援事業者の
ケアマネジャー
(要介護 1～5)



* 関係機関に相談しながら
作成することもあります

支給決定
じゆきゆうしゃしやう
「受給者証」の交付

「サービス等利用計画」



契約



くわしい情報はこちらに



『さいたま市の
障害者福祉ガイド』



(概要版)



『さいたま市の
介護保険利用
ガイド』

サービス利用
利用料金の支払い

制度やサービス Q&A

Q 退院後の生活については誰に相談すればいいですか？

A 入院中であれば、ソーシャルワーカー（相談員）に、退院後であれば、各区支援課や障害者生活支援センターなどにまずはご相談ください。

介護保険サービスを利用される場合は、シニアサポートセンターやケアマネジャーにご相談ください。

Q 高次脳機能障害になっても働けますか？

A 高次脳機能障害の方でも働いている方はいます。安定した就労のためには、職場の理解や自分の能力にあった仕事を選ぶことが大切です。就労に関して、支援している機関もありますので、各区支援課や障害者生活支援センターなどにまずはご相談ください。

Q 障害年金は、どのような場合に受け取れますか？

A 障害年金は、病気やけがによって生活や仕事などが制限されるようになった場合に、受け取ることができる年金です。

障害年金には「障害基礎年金^{きそねんきん}」と「障害厚生年金^{こうせいねんきん}」があり、病気やけがで初めて医師の診療を受けたときに国民年金に加入していた場合は「障害基礎年金」、厚生年金に加入していた場合は「障害厚生年金」が請求できます。

なお、障害厚生年金に該当する状態よりも軽い障害が残ったときは、障害手当金（一時金）を受け取ることができる制度があります。

また、障害年金を受け取るには、年金の納付状況などの条件^{もう}が設けられています。

Q 就学^{しゅうがく}や復学^{ふくがく}するには、どんなことが大切ですか？

A 学校や家庭でどのような配慮^{はいりょ}や支援が必要なのか、病院の主治医やソーシャルワーカーと相談し、学校（特別支援教育コーディネーターなど）や特別支援教育相談センターと連携^{しえんたいせい}して支援体制を作ることが大切です。

9 いろいろなサポーター・機関



※各機関の名称は自治体によって異なる場合があります

相談先がわからないときは ...
「さいたま市高次脳機能障害者支援センター」へ (P16)



わたしのサポーター・かかわりのある機関

連絡先（受診・相談・通所先など）

| | | |
|-----|------------|-----|
| 機関名 | Tel | 担当者 |
| | 住所 | |
| | メモ（支援内容など） | |
| 機関名 | Tel | 担当者 |
| | 住所 | |
| | メモ（支援内容など） | |
| 機関名 | Tel | 担当者 |
| | 住所 | |
| | メモ（支援内容など） | |
| 機関名 | Tel | 担当者 |
| | 住所 | |
| | メモ（支援内容など） | |
| 機関名 | Tel | 担当者 |
| | 住所 | |
| | メモ（支援内容など） | |

おねがいカード

日常生活のなかで困った時や緊急の時に、まわりの人に協力してもらいたいことや、ご本人の特徴を分かりやすく説明し、お願いしやすくするカードです。名刺サイズで携帯しやすいです。

高次脳機能障害者支援センター、各区支援課、各区障害者生活支援センターで配布しています。



| | | |
|--|---|--|
| <p>さいたま市 高次脳 検索</p> <p>さいたま市高次脳機能障害者支援センター</p> | <p>高次脳機能障害 こうじのうきのう しょうがい があります</p> <p>ごまっています</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 記憶障害があります <input type="checkbox"/> 注意障害があります <input type="checkbox"/> 失語症があります <input type="checkbox"/> 段どりが苦手です <input type="checkbox"/> 気持ちの切りかえが苦手です <input type="checkbox"/> つかれやすいです <input type="checkbox"/> 道に迷いやすいです <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> | <p>おねがいします</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> メモに書いてください <input type="checkbox"/> 短い言葉でゆっくり話してください <input type="checkbox"/> ひとつずつ伝えてください <input type="checkbox"/> 具体的に指示してください <input type="checkbox"/> 静かな場所で休ませてください <input type="checkbox"/> 落ち着くまで一人にしてください <input type="checkbox"/> いっしょにつきそってください <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> |
| | <p>※裏面には自分の情報や緊急連絡先などをかくところがあります</p> | |

- 別紙でまとめて紹介しています
- ・医療機関
 - ・当事者会・家族会
 - ・障害福祉サービスの施設や事業所
 - ・介護サービスの施設や事業所 など

専門相談先

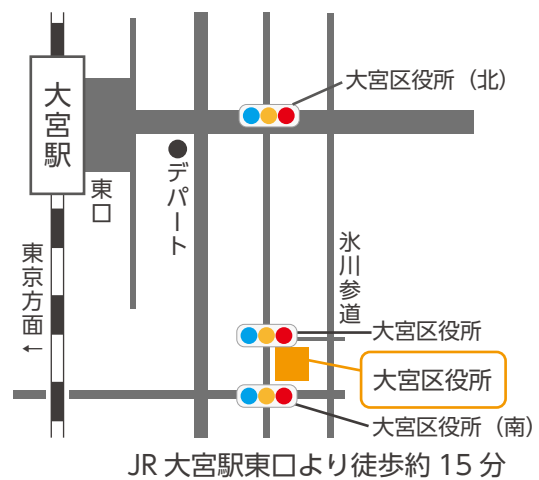
症状についての理解や対応方法について助言します。
 医療機関等と連携して状態を理解します。
 利用できる福祉サービスや介護サービス、通い先について一緒に考えます。
 ご家族だけでも相談できます。また、関係機関の方からの相談もお受けします。

さいたま市高次脳機能障害者支援センター

〒330-8501
 さいたま市大宮区吉敷町 1-124-1
 (大宮区役所 4 階 障害者更生相談センター内)

電話
048-646-3125

気軽にお電話ください



日にち：月～金曜日（祝・休日、年末年始除く）
 時間：午前 9 時 00 分～午後 4 時 00 分
 F A X：048-646-3163
 Eメール：syogaisha-kosei-sodan@city.saitama.lg.jp
 対象者：さいたま市在住の高次脳機能障害者の方とその家族の方など

* 高次脳機能障害に関する相談を専門職員が電話やメール、FAX でお受けします。



さいたま市 高次脳

検索

※さいたま市以外に在住の方は、近隣の相談機関や、埼玉県高次脳機能障害者支援センターまでご相談ください



高次脳機能障害ブック STEP BY STEP 2023 年 3 月発行
 発行元 さいたま市高次脳機能障害者支援センター
 イラスト チアキ (ぶるすあるは) 編集協力 NPO 法人ぶるすあるは